

令和3年度

学校いじめ防止等の基本的な方針

雲南市立掛合中学校

# 学校いじめ防止基本方針

雲南市立掛合中学校  
校長 上代 直文

## I はじめに

滋賀県大津市内の中学生のいじめによる自殺事件が発端となり、いじめは大きな社会問題として捉えられ学校教育に対する国民の関心が高まってきたと言える。そして、この事件の続報と共に各地でいじめに係る事件、事故の報道が今現在も新聞、テレビ等で大きく取り上げられている状況にある。その中では、学校の在り方についての厳しい指摘や課題が浮き彫りになっている。これは、大変憂慮すべき事態だと考える。

私は、かけがえのない掛合の生徒たちを預かる校長として、わが校に置き換えていじめ問題を考えないわけにはいかない。どのような組織、体制づくりを進め、教職員を機動的に対処させるべきか、被害・加害生徒及びその保護者へのケアや対応を図るための最善策は何かを考えなければならない。加えて、生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりのための教職員の資質能力の向上を図り、危機管理意識を一層高めることが喫緊の課題である。

そうした中で、平成24年8月には雲南市校長協議会としていじめ撲滅宣言が行われた。併せて、雲南市教育委員会の指導助言のもとに危機管理マニュアルの見直しを行ってきた経緯がある。そして、平成25年6月21日には「いじめ防止対策推進法」が成立し、国の基本方針が示された。この法律の中で、基本理念として以下3点が規定されている。

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念を大前提として、学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その対策のための「組織」を置くことが第13条及び第22条で義務づけられた。

本校では生徒の生命、安全を最優先に据えた学校経営を推進している。上記の基本方針の下、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という意識を私たち教職員が再確認しなければならない。そして、組織的に対応し、いじめの予防・発見・対応を学校全体で一致して計画的・体系的に取り組みたいと考える。加えて、教職員の共通理解と生徒への指導を図りながら従来の取組を見直し、再構築しなければならない。かけがえのない生徒の生命、安全を確保した学校づくりに努力を傾注したいと考える。

以下に生徒を核に据えたいじめ防止基本方針の前提となる学校経営の基本的な考え方をⅡからⅤに示す。

## II いじめ防止のための重点施策

- 1 社会性や豊かな情操を育むための全教育活動を通じた心の教育の推進
- 2 コミュニケーション能力を培うための言語活動の充実
- 3 自己有用感や自己肯定感を育むための授業づくり、集団づくりの推進

## III めざす学校像

- 1 生徒が自分のよさに気づき、他者を尊重し、志を抱いて自己実現を目指す学校
- 2 ふるさとに愛着と誇りを持ち、郷土を興す気概をもつ生徒を育てる学校
- 3 教職員が一人一人の子どもの幸せと成長を願い、切磋琢磨し、チャレンジする学校

## IV めざす生徒像

- 1 真理の探究 生涯にわたって学び続けようとする生徒
- 2 勤労の愛好 自ら進んで仕事や奉仕活動をする生徒
- 3 協同の学園 自他を大切に研かれた人権感覚をそなえ、助け合いながら切磋琢磨する生徒

## V めざす教職員像

- 1 職務に対する使命感や責任感があり、教育的愛情にあふれる教職員
- 2 研修に励み、専門的知識の習得・実践的指導力及びファシリテーション能力の向上に努める教職員
- 3 総合的人間力、コミュニケーション能力を高め、保護者、地域から信頼される教職員

## VI 基本的な方針

### いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するもの。

☆全教職員が共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

### 1 本校におけるいじめ防止に関する措置(未然防止)

- ① 教頭及び生徒指導主事、学年主任を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、年に1回は、スクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)の外部専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。  
ア いじめ対策委員会において、生徒や保護者アンケート等を毎学期作成し、アンケート等実施の後分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 生徒指導主事・教育相談担当が教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

- ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の職員会議を開催しながら教育相談担当を中心に、SCと連携し、教職員全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ SC、SSW等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身につけ、いじめ防止に対処する。
- ア 年に1度はいじめ防止に役立つ研修を行う。
- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的にルールづくり等を行い、いじめの防止に努める。
- ア 生徒会によるキャンペーン等を実践し、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組。
- ア 生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、特別の教科道德の時間を中心として全教育活動において、心の教育を推進する。また、生徒に基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
- イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかな愛情をもって指導、支援をする。
- ウ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に教職員間で情報共有を図り、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。
- エ 夢発見プログラム（職場体験）等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「課題対応能力」「自己理解・自己管理能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。
- オ SNS、インターネットの使用について、いじめの被害、加害者とならないように呼び掛けや指導を行う。また、保護者へも協力を依頼する。
- ⑥ 保護者や地域社会、各学校（小学校、高等学校）と連携し、いじめ防止に努める。
- ア 保護者会、地区懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- イ 小学校や高等学校との情報交換等の連携を密にし、予防や対応に役立てる。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する評価項目を入れて、学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

## 2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

- ① いじめを受けた生徒又はその保護者への対応
- ア 生徒や保護者のアンケート等から、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした拡大いじめ対策協議会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員

- で支援組織を構築し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やＳＣ及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を保障するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。
- ② いじめを行った生徒又はその保護者への対応
- ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ③ いじめが起きた集団への働きかけ
- ア 加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ④ 学校としての取組
- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安心・安全が確保されている集団づくりを進めていく。
- ウ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- エ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
- ア 生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかの把握のため、定期的にアンケート調査を行うなど、早期発見のための取組を行う。
- イ インターネット・携帯電話関連の事業所にも協力を求めながら、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図る。
- ⑥ その他の留意事項
- ア いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力をを行う。

### 3 本校におけるいじめ解消の判断

少なくとも次の２つの要件が満たされている状態をもって、本校ではいじめ解消されている状態であると判断する。

- ア 注意深く見守り続ける中で、相当の期間(3か月間) いじめに係る行為(インターネット上のものを含む)が止んでいること。
- イ 面談や家庭訪問等により、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認されること。
- ウ 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。また、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保・支援するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

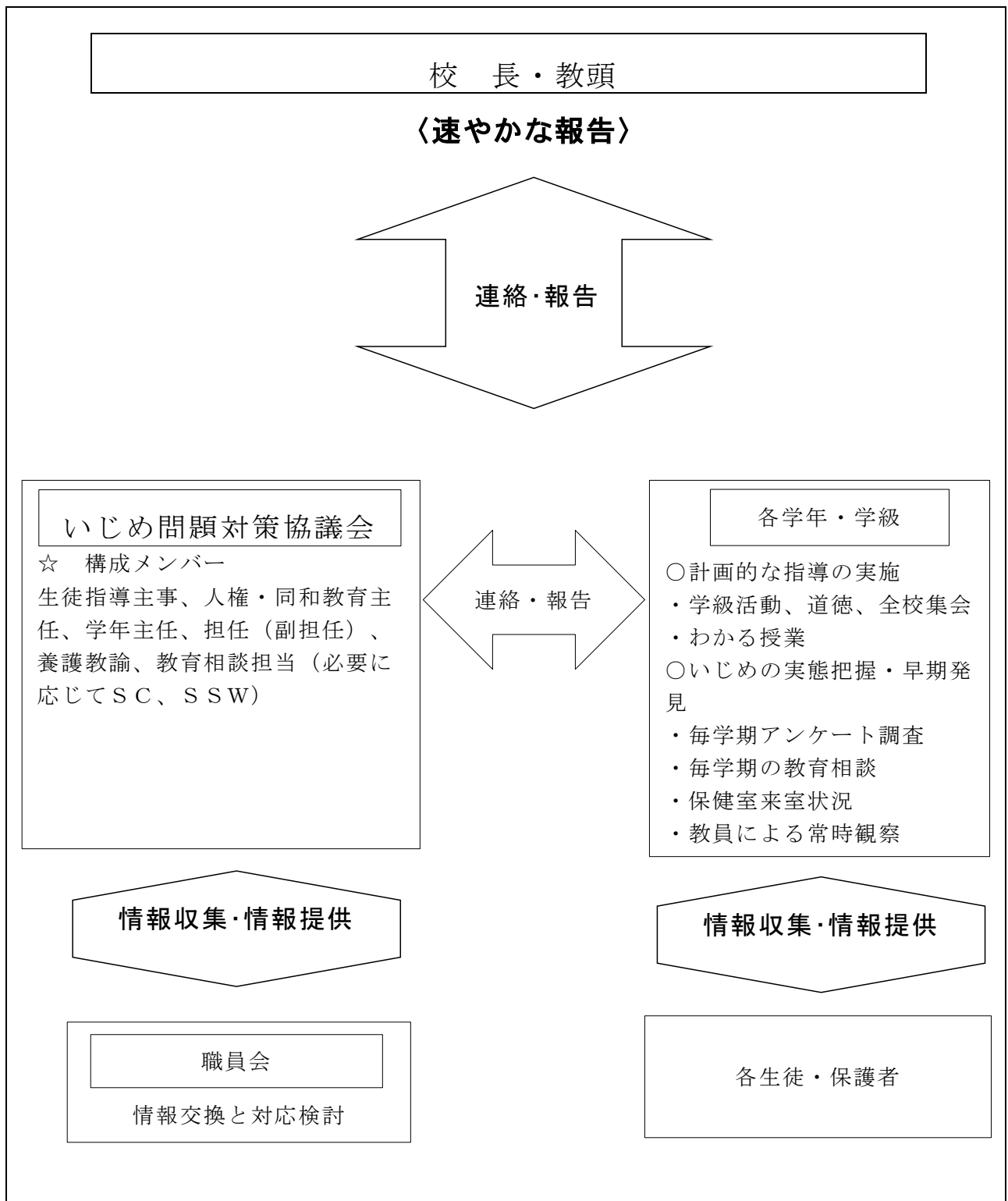
## 4 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

- ① 重大事態とは
  - ア 生徒が自死を企図した場合
  - イ 生徒に精神性の疾患を発症した場合
  - ウ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
  - エ 生徒が金品等に重大な被害を被った場合
  - オ いじめにより「相当の期間(年間30日間)」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - カ 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合も含む）。
- ② 重大事態の報告
  - ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
  - ア 重大事態が生じた場合は、市教委、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
  - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
  - ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
  - ア 調査実施前に、被害生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。
    - ① 調査の目的・目標
    - ② 調査主体（組織の構成、人選）
    - ③ 調査時期・期間
    - ④ 調査事項
    - ⑤ 調査方法
    - ⑥ 調査結果の提供
  - イ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - ウ 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置を行う。

## 5 その他

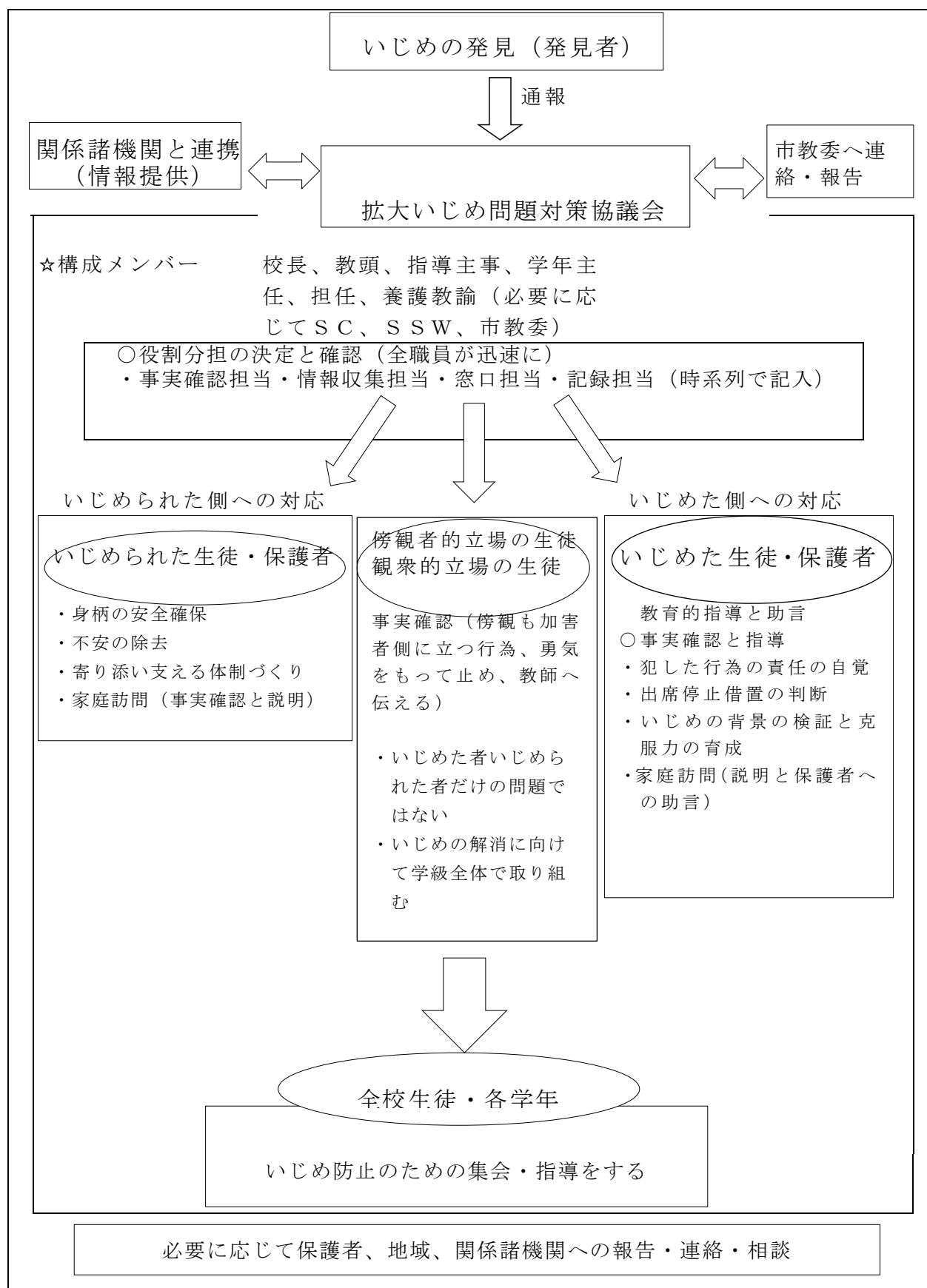
- ① 掛合中学校ホームページへの掲載  
「令和3年度 学校いじめ防止等の基本方針」を掛合中学校ホームページに掲載することにより、地域やPTAに周知することとする。

## Ⅶ いじめ防止体制(平常時)



※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

## VIII いじめ防止体制(いじめ発生時)



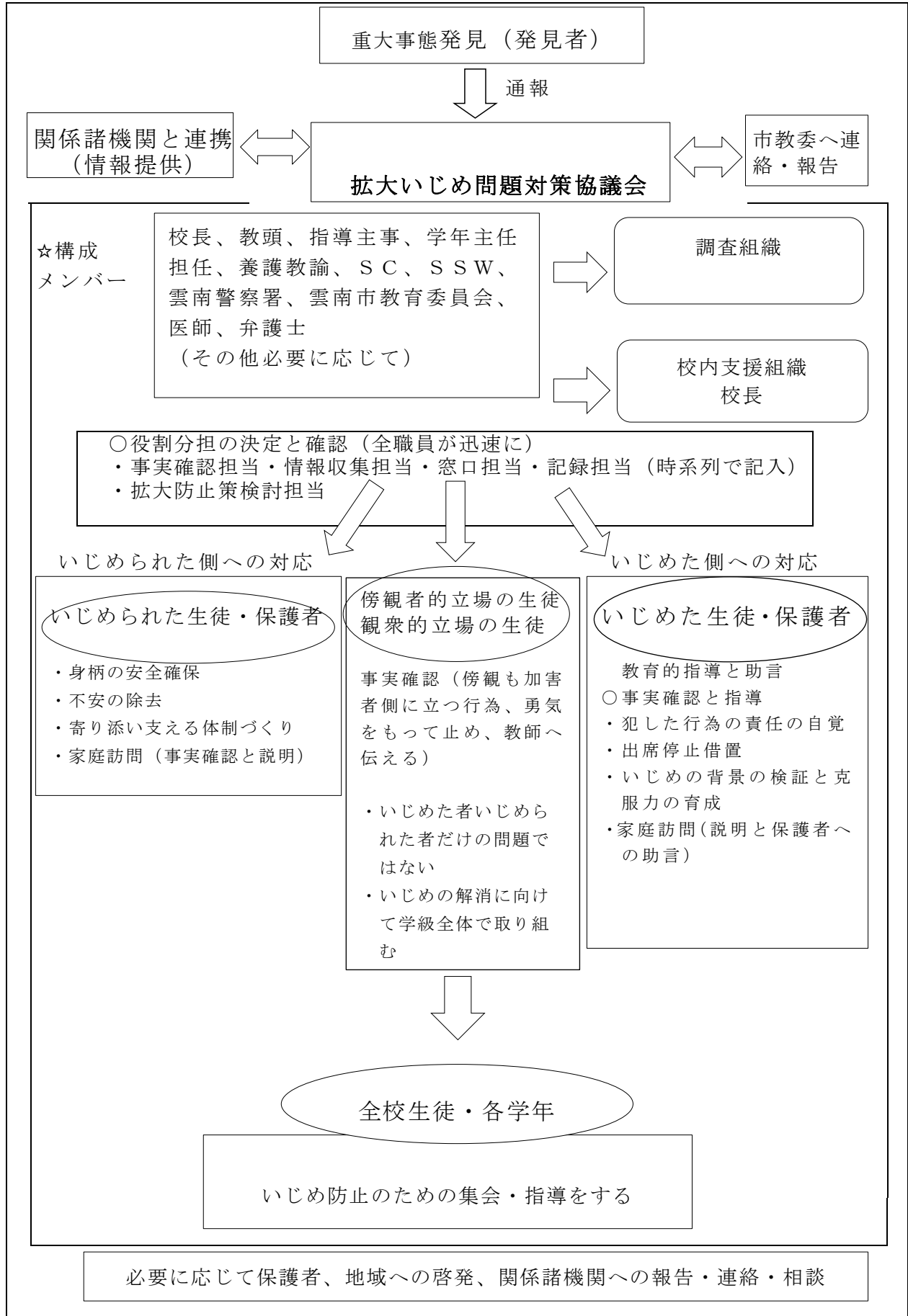
**いじめの解消**  
(継続して情報交換・援助)

**事後観察・支援の継続**  
(日常観察・SC等との連携)

**学校評価**  
(取組の分析、改善)



## Ⅸ いじめ防止体制(重大事態発生時)



報道等への対応

事後観察・支援の継続

学校評価

(教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) (取組の分析、改善)  
※ 重大事態が発覚した時点で、拡大いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内に支援組織を立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。